

## 名護市優秀建設業者表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において特に優秀な成績で他の模範となる工事を施工した建設業者を表彰することにより、建設業者の施工意欲を高め、建設工事施工技術の向上を図るため、建設業者の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第11項に規定する工事であつて、本市が発注したものをいう。
- (2) 建設業者 建設業法第2条第3項に規定する建設業者及び建設業者で構成する共同企業体をいう。
- (3) 評定点 名護市工事成績評定要綱（平成23年告示第55号）に規定する評定点の合計をいう。

### (表彰の種類)

第3条 市長は、次に掲げる工事の種類において、優秀な成績で完成した建設業者を優秀建設業者として表彰するものとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 管工事
- (4) 電気工事
- (5) 造園工事
- (6) 水道施設工事
- (7) その他の工事

### (表彰の対象)

第4条 表彰の対象工事（以下「表彰対象工事」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 表彰を行う年度の前年度に完成した工事であること。
  - (2) 評定点が80点以上であること。
  - (3) 請負金額が500万円以上のものであること。
  - (4) 表彰日において市内に主たる営業所を有していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市内に主たる営業所を有しない建設業者及び市内に主たる営業所を有しない建設業者のみで構成する共同企業体の施工した工事は、表彰の対象としないものとする。

### (表彰の除外)

第5条 前条に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わないものとする。

- (1) 表彰を行う年度の前年度当初から表彰日までの間において、名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）に基づく、指名停止又は文書による警告の措置を受け、若しくは措置を受けることが明らかである場合。
- (2) 表彰を行う年度の前年度当初から表彰日までの間において、完成した全ての工事に

ついて、評定点が65点未満となる工事がある場合。

(3) その他表彰にふさわしくないと判断したもの。

(推薦)

第6条 工事を所管する課等の長は、次に掲げる事項を判断基準とし、表彰対象工事を施工した建設業者を優秀建設業者推薦書（様式第1号）により次条に規定する名護市優秀建設業者表彰審査委員会（以下「表彰審査委員会」という。）に推薦するものとする。

(1) 優れた現場管理や施工技術を有し、適正な工程管理に基づき施工された工事で、その出来栄が特に優れ、他の模範になると認められる。

(2) 工事の規模又は困難性に熱意をもって対処した。

(3) 工事の現場の労務管理が円滑になされ、かつ、作業の安全が確保されている。

(4) 創意工夫等を積極的に行い、工事の能率の向上に顕著な成果を上げた。

(5) 環境対策、安全対策等を徹底し、地域との積極的な協調を図ることによりイメージアップに貢献した。

(6) 前各号に掲げるもののほか、他の模範として推奨すべき実績があった。

(表彰審査委員会の設置)

第7条 表彰する建設業者を選考するため、表彰審査委員会を設置する。

(組織)

第8条 表彰審査委員会は、委員13人で組織し、次の表のとおり構成する。

区分	役職等
委員長	副市長
副委員長	建設部長
委員	総務部長 農林水産部長 環境水道部長 都市計画課長 建設土木課長 建築住宅課長 維持課長 農林水産課長 工務課長 教育施設課長 工事契約検査課長

2 委員長は、表彰審査委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 表彰審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、関係職員の出席を求め、推薦理由等の説明及びその意見を聴くことができる。

4 表彰の可否は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

(表彰の基準)

第10条 前条第4項に規定する表彰の可否は、第6条の規定により推薦された表彰対象工事について、同条に規定する推薦基準、当該工事の施工過程等を総合的に判断して決定するものとする。

(結果報告)

第11条 委員長は、選考結果について優秀建設業者選考報告書(様式第2号)により市長に報告しなければならない。

(被表彰者の決定)

第12条 市長は、前条の報告に基づき優秀建設業者を決定するものとする。

(被表彰者への通知)

第13条 市長は、前条により決定した被表彰者に対し、優秀建設業者決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(表彰の方法)

第14条 表彰は、市長が毎年1回行うものとし、表彰状の贈呈により行うものとする。

(表彰の取り消し)

第15条 市長は、表彰を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該表彰の決定を取り消し、表彰状の返還を求めることができるものとする。

- (1) 表彰を行った年度において、本市の指名停止処分の措置を受けたとき。
- (2) 表彰の対象となった工事の瑕疵又は法令違反が後日明らかとなったとき。

(庶務)

第16条 表彰審査委員会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則(平成25年4月1日告示第75号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1項第1号の規定にかかわらず、平成25年度中に行う表彰に限り名護市工事成績評定要綱の施行日以後に契約を締結し、平成25年3月31日までに完成した工事を対象とする。
- 3 市長は、第4条第1項(第1号を除く。)及び同条第2項並びに第5条に掲げる基準に基づいて、前項に係る被表彰者を決定し、優秀建設業者決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。この場合において、第6条に規定する推薦及び第7条から第11条に規定する選考に係る手続を要しないものとする。

附 則(平成25年5月27日告示第92-2号)

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第63号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第69号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月14日告示第88号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第62号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

<p>優秀建設業者推薦書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>名護市優秀建設業者表彰審査委員会 委員長 あて</p> <p style="text-align: right;">推薦課 課長名 印</p> <p>名護市優秀建設業者表彰要綱第6条の規定により、下記の工事を推薦いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
工 事 名			
工 事 箇 所	名護市		
施 工 業 者	会 社 名		
	住 所		
	代 表 者		
施 工 業 者 (構 成 員)	会 社 名		
	住 所		
	代 表 者		
請 負 金 額	金 円	業 種	
工 期	年 月 日	～	年 月 日
変更後工期	年 月 日	～	年 月 日
完成検査日	年 月 日	工事成績評価点	点
工 事 概 要			
推 薦 理 由	(詳細を記載)		

※添付資料（位置図・平面図・主要構造図等・完成写真）

※施工業者の構成員の欄については、共同企業体により行った工事の場合に記載する。なお、3社以上の構成員がある場合は適宜修正し使用して下さい。

優秀建設業者選考報告書

年 月 日

名護市長 あて

名護市優秀建設業者表彰審査委員会  
委員長 印

名護市優秀建設業者表彰要綱第11条の規定により、審査結果を報告します。

No.	表彰部門	優秀建設業者名
	土木一式工事	
	建築一式工事	
	管工事	
	電気工事	
	造園工事	
	水道施設工事	
	その他の工事	

添付書類：優秀建設業者推薦書（様式第1号）

様式第3号（第13条関係）

優秀建設業者決定通知書

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者指名 様

名護市長

印

貴社が施工した建設工事により次のとおり被表彰者となりましたので通知します。

- 1 表彰日時
- 2 表彰場所
- 3 工事件名
- 4 工事場所
- 5 業 種